



Press Release

2008年8月1日

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

アクサ フィナンシャル生命、 中央三井信託銀行を通じてリタイアメント世代のゆとりある「次の」ステージをサポートするための 投資型年金保険『アンスイート(Ensuite)』を販売開始

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:藤田 哲也、以下「アクサ フィナンシャル生命」)は、中央三井信託銀行株式会社(本店:東京都港区、取締役社長:田辺 和夫)を通じて投資型年金保険「アンスイート(Ensuite)」[正式名称:変額個人年金保険(07)終身 D3 型]を2008年8月4日より販売開始します。

「アンスイート」は、リタイアメント世代のゆとりあるセカンドライフの実現をサポートするためにアクサ フィナンシャル生命が開発した投資型年金保険です。「2%ロールアップ保証機能」と「ラチェット保証機能」の2つの機能で将来受け取る年金額をしっかりとふやすことができるほか、運用を続けながら一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。また、年金支払期間中も運用実績によっては、年金額がふえる可能性があります。

アクサ フィナンシャル生命は、保険持株会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社のもと、アクサ生命との間で金融機関の窓販チャネルを集約し、窓販ビジネスを強化しました。今後、銀行・証券会社等の金融機関を通じた保険窓販の専門会社となることを目指して、革新的な商品やよりよいサービスをご提供してまいります。

<「アンスイート」の主な特徴>

① 2つの機能で将来受け取る年金額をしっかりとふやす!

年金額を算出する際の基準となる受取総額保証金額が毎年2%(単利)確実に増加する「2%ロールアップ保証機能」と、毎年1回、受取総額保証金額がさらに増加するチャンスがある「ラチェット保証機能」の2つの機能で、将来の年金額をしっかりとふやせます。

② 運用を続けながら一生涯の年金を受け取る!

運用を継続しながら、一生涯にわたって「特別勘定終身年金」をお受け取りいただけます。しかも、年金支払期間中も運用実績によっては、年金額がふえる可能性があります。

③ 大切なご家族のためにふやしてのこす!

積立(運用)期間中に万が一のことがあった場合には、「死亡給付金」として受取総額保証金額が、また年金支払期間中に万が一のことがあった場合には、「死亡一時金」として受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額が最低保証されます。

<取扱基準>

契約年齢	55～75 歳
最低保険料	200 万円
保険料払込方法	一時払
積立(運用)期間	1～35 年(年単位)
利用する投資信託	55～70 歳: 世界分散型 40CM 71～75 歳: 世界分散型 20CM

※この商品は、クーリング・オフ制度の対象商品です。

[ご注意]本保険商品は、お客様からお預かりした保険料を特別勘定で運用する投資型商品です。本商品のご検討にあたっては、投資リスク・諸費用等の注意事項をお読みいただくとともに、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解下さい。

▲ご留意いただきたい事項

投資リスクについて

- この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にもなう投資リスクがあります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ フィナンシャル生命、アクサ フィナンシャル生命の募集代理店および第三者が、ご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

お客様にご負担いただく費用について

- 積立(運用)期間中および特別勘定終身年金の支払期間中
契約初期費: 一時払保険料に対して**5.0%**
保険関係費: 特別勘定の積立金額に対して**年率2.55%**
運用関係費: 投資信託の純資産総額に対して**年率0.294%程度(税抜0.28%程度)***
*運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。
- 一般勘定年金の支払期間中(一般勘定で運用する年金に変更された場合)
年金管理費: 年金額に対して**1.0%***
*年金管理費は、将来変更になる可能性があります。

アクサ フィナンシャル生命について

アクサ フィナンシャル生命は、世界最大級の保険・金融グループ AXA のメンバーカンパニーです。1986 年の創立以来、生命保険を万一の場合の保障目的だけでなく、積極的な資産形成に役立てていただくことを提案しており、お客様のプランにあわせた最適なアドバイスを提供しています。保険料等収入は 1,010 億円(2007 年度:2007 年 4 月～2008 年 3 月)、総資産は 3,735 億円(2008 年 3 月末)。従業員数は 795 人(うち内勤社員 274 人・営業社員 521 人。2008 年 3 月 31 日現在)。ホームページ・アドレス: <http://www.axa-financial.co.jp>

～本件に関するお問い合わせ先～

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社
コーポレートプランニング & セクレタリー & 広報部
電話: 03-6911-9124

◆積立（運用）期間中の特徴としくみについて

将来受け取る年金額を確実にふやします。

2%ロールアップ保証機能

●積立（運用）期間中、運用実績にかかわらず、年金額の算出基準となる受取総額保証金額が基本保険金額に対して、毎年2%（単利）ずつ増加します。
※2%ロールアップ保証機能により増加した受取総額保証金額を「ロールアップ保証金額」といいます。

▲2%ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は、積立（運用）期間中のみで、最長10年です。

運用が良好ならば、将来受け取る年金額がさらにふえるチャンスがあります。

ラチェット保証機能

●積立（運用）期間中の運用実績に応じて、毎年1回、年金額の算出基準となる受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。
※ラチェット保証機能により増加した受取総額保証金額を「ラチェット保証金額」といいます。

●一度確定したラチェット保証金額は、減少することはありません。

▲運用実績によっては、受取総額保証金額が増加しない場合もあります。

◆年金支払期間中の特徴としくみについて

一生涯受け取れる安心の年金です。

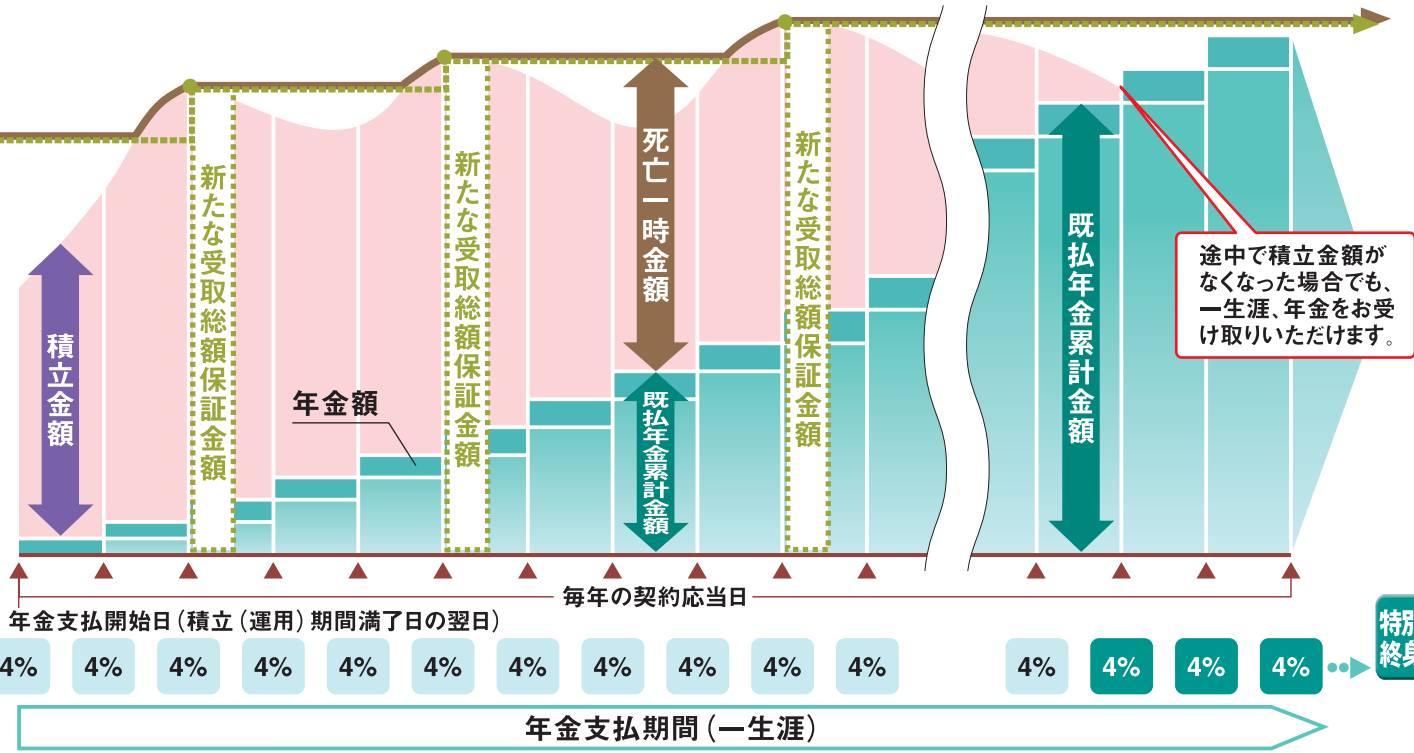
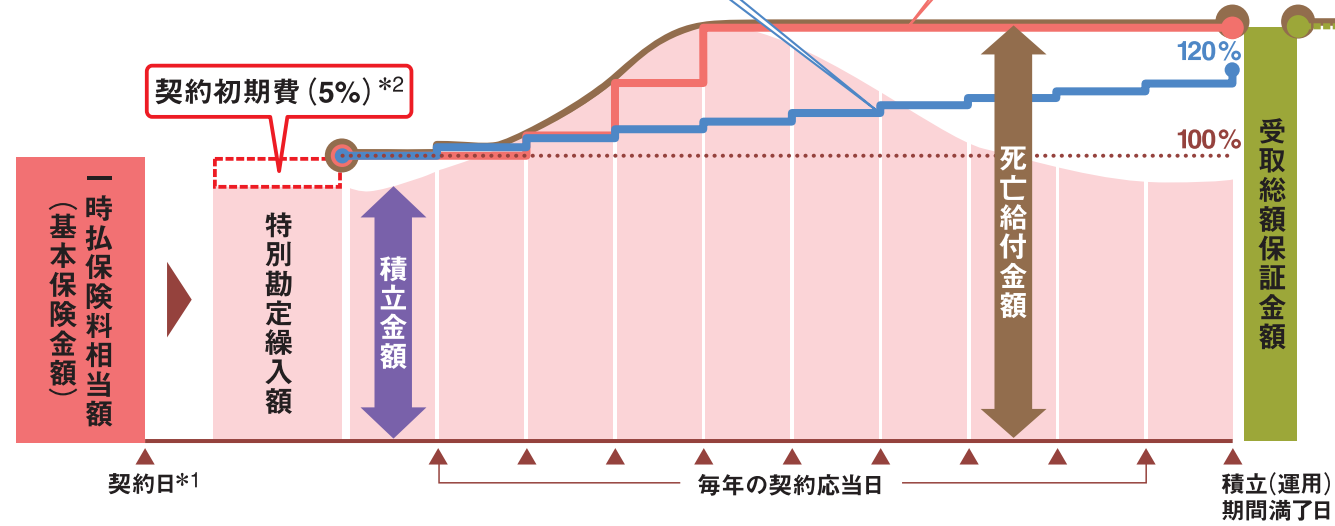
特別勘定終身年金

●特別勘定による運用を継続しながら、生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。
●毎年の年金額は、積立（運用）期間に応じて決まります。積立（運用）期間は、1年～35年までです。
年金額 = 受取総額保証金額 × 算出率（表1）
●年金支払日の前日における積立金額から年金額を控除します。
●年金支払期間中に積立金額がなくなった場合でも、被保険者のご存命の限り、一生涯、年金をお受け取りいただけます。
●受取総額保証金額は、年金支払開始日以降も毎年の年金支払日に見直しを行います。

▲年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、受取総額保証金額の見直しを行いません。

積立（運用）期間	算出率（受取総額保証金額に対して）
1～2年	3%
3～4年	3.5%
5年以上	4%

◎イメージ図 | 積立（運用）期間が10年の場合



積立（運用）期間（1年～35年までご選択いただけます。運用は、特別勘定繰入日の翌日に開始されます。）

*1アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した場合、被保険者の告知日、または、アクサ フィナンシャル生命が一時払保険料相当額を受領した日のいずれか遅い日を契約日とします。
*2アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に一時払保険料から契約初期費（5%）を控除した額を、特別勘定に繰り入れます。

*3数値は、積立（運用）期間が10年の場合の受取総額保証金額に対する算出率です。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額等を保証・予測するものではありません。
※記載の図では災害死亡給付金額は表示していません。

受取総額保証金額とは、年金額を算出する際の基準となる金額です。

●年金支払開始日においては、次のうちいずれか大きい金額となります。
①年金支払開始日の「ロールアップ保証金額」 ②年金支払開始日直前の契約応当日の「ラチェット保証金額」
③年金支払開始日前日の「積立金額」

●年金支払開始日以降においては、次のいずれか大きい金額となります。
①年金支払日前日の積立金額 + 既払年金累計金額 ②年金支払日前日の受取総額保証金額

▲受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
・受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
・積立（運用）期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります（最低保証はありません）。